

## 楊万里の生平と疾病

名古屋大学東洋史研究報告 四十三号 二〇一九年三月発行

小林 義 廣

## はじめに

十二世紀後半から十三世紀初めにかけては、吉川幸次郎氏の言葉を借りれば、宋詩が第二の頂点に達するという。第二とは、無論、蘇軾や黄庭堅が活躍した北宋後期に次ぐ時代だという想定によるものだろう。その第二の頂点を代表する詩人の一人が楊万里（一一二七—一二〇六）であり、ほぼ同世代には陸游・范成大らの詩人がいて、とりわけ陸游はその中の大家だとされる。<sup>1</sup> そのためもあつてか、楊万里に関しては、詩人としての側面を考察した論考が多く存在する。しかし、その一方、他の二人もそうだが、楊万里は詩人≠文人としてだけ活躍したわけではなく、一七年をかけて『易経』の

注釈を完成したことに示されるように（『誠齋易伝』<sup>2</sup>）、経学者としての側面をも併せ持つている。その点に着目して、楊万里の易学や哲学に関する論考は、中国人研究者には幾つかみられる。<sup>3</sup> また、楊万里の活躍をみると、紹興二四年（一一五四）、二八歳で科挙に及第して以後、地方官や中央官を歴任して、それなりの治績を挙げ、後にも触れる「千慮策」に代表されるような政治見解を公表しており、何よりも治世に携わる士大夫としての責務を全うしようとしていた。しかし、政治思想に関しては、管見の限り、専論は歩近智「略論楊万里的社会政治思想」（『中国史研究』一九八三年第三期）と題する論文があるに過ぎない。歩氏は、楊万里が父親（楊芾）の喪中に書き上げた「千慮策」や、様々な機会に上呈された上奏文を手がかりに楊万里の政治思想を分析して

おり、彼が歴代王朝の興亡から教訓を学び取って、金朝に対する「抗金」を中核として、内政においては民衆の生活を第一に訴えたという政治姿勢を導き出している。とはいえ、同氏の論考は、そのような政治思想が、どのような楊万里の政治経歴と時代背景とから生みだされたのかという点については、あまり関心が及んでいないようにみえる。

小論は、楊万里の政治経歴を通して、彼の政治主張を明らかにしようとするが、その着眼点は少し変わっている。それは、政治主張を直接的に取り扱うのではなく、視角を変えて、従前、取り上げられなかった彼の病歴と関わらせて探求しようと思うからである。その最大の理由は、彼の死に様にある。前稿でも述べ、小論でも経過を詳論するが、開禧二年（一一二〇六）、寧宗朝の権臣の韓侂胄が金朝に対して戦端を開いたのを聞くと、病気で体力を消耗していたにもかかわらず、食事を拒否して亡くなったのである。この頃は、体力は相当に衰弱しきっていて、恐らく遅かれ早かれ逝去に至ったと思われるのだが、にもかかわらず、積極的に食事を絶つてまで、韓侂胄の行動に対して命を掛けて反対の気持ちを表したのか、そこには楊万里の士大夫としての矜持を窺えるように思えるのである。病死や事故死ではなく、覚悟の上

の壮絶な最期を迎えたところに、当人の生き様が凝縮されているのではなからうか。

## 一 楊万里の病歴

楊万里（字は廷秀）自身や肉親の病気は、彼の『誠齋集』（全、一三三卷）の、詩や書簡などを中心として至る所に見出されるが、そのままでは、当該の病気がいつ頃のものなのか判定の難しいものが多かった。しかし、辛更儒氏による詳細な注釈を付された『楊万里集箋校』（中華書局、二〇〇七年、全部で一〇冊、以下、『箋校』と略称）が刊行されて、状況が大幅に改善された。『箋校』は、各巻の冒頭に、当該巻所収の詩文がいつ頃のものかを記しており、更には当該詩文の「箋注」に詳細な考証が付けてあることよって、病気の編年がかなり可能となってきたのである。また、清・鄒樹栄「楊文節公年譜」（『宋人年譜叢刊』第九冊、四川大学出版社、二〇〇三年、以下、鄒樹栄「年譜」と略称）や、『箋校』第一〇冊目に載る辛更儒「誠齋先生楊万里年譜」（以下、辛更儒「年譜」と略称）にも病気に関する記述が散見する。こうした先人の努力によって、完全ではなくとも、楊万里の病

気の年次がある程度確定できるようになった。なお、当該病気が現在の何に当たるのかは、基本的には、西山英雄『漢方医語辞典』（創元社、一九五八年）や『簡明中医字典』（貴州人民出版社、一九八五年）に依拠している。家本誠一『傷寒論訳注』（緑書房、二〇一三年）も、かなり役立つけれども、語句索引が無い点で、方々を繙読しなければならず、使いづらい難点をもっている。

少し前置きが長くなった。残された史料からすると、楊万里の最も早い病気の記述は、前稿でも記したように、郷試（解試）を始めて受験した紹興一七年（一一四七）に現れる。楊万里は二二歳になっていたが、郷試に失敗して帰郷しようとして、その半ばまでに行かないうちに、病気で死にかけたというのである。何の病気が分からないけれども、ほとんどの同行者が見捨ててゆく中で、後に義理の甥となる羅全略（字は仲謀、一一二八～一一七五）だけが残って、万里を医者にみせて薬を飲ませ、昼夜を分かたず看病してくれた。そのお陰で一五日ほどで回復したという。<sup>⑤</sup>

三〇代に入ると、病気の記述が少し出てくるが、この年代には両親にも重要な転機が訪れていた。隆興二年（一二六四）、三八歳のとき、父親の楊芾が亡くなっている。

享年、六九。<sup>⑥</sup> 父親の逝去する前年には、継母の羅氏は肺を病み、それが宿痾となって、淳熙九年（一一八二）、八一歳で天命を全うするまで悩まされ続けたと思われる。<sup>⑦</sup> 三〇代から生涯を通じて楊万里を悩ましたのは眼疾である。眼疾に関して順を追ってみてみよう。

## I 眼疾

眼疾の最初の記述は、隆興元年（一一六三）、三七歳のときに見られる。当時、楊万里は、零陵県（湖南省零陵県）県丞（職掌は知県の補佐、群吏の監督）の任にあった。零陵県は永州の治所の所在地であるが、その永州の東山寺の寺僧に贈った詩に、「病眼相看一笑開（病んだ目で「梅」を見て笑いがこぼれた）」とあるのである。<sup>⑧</sup> この年、春二月に零陵県丞の任期が終わったが、恐らく梅雨時に「傷寒（この場合、風邪）」に罹患し、九日ほどで治った。<sup>⑩</sup> 次ぎに眼疾の記事は、三九歳、乾道元年（一一六五）と思われるときに見られる。その秋口の作品と思われる七言律詩に、「病眼何愁未苦佳、晓看霜了晚看霞（病んだ目でも、まだ愁い無く良き景色を楽しめる。夜明けに霜を見たかと思えば、暮れには霞を見られるのだから）」とあって、恐らく、この頃から少しずつ目が

見えづらくなってきたと思われる<sup>11</sup>。また、この頃、何の病気を原因とするのかが分からぬが、自分の身を「病身」と語っている<sup>12</sup>。

四〇歳を過ぎると、目の異常の記述が具体的に becoming する。乾道三年（一一六七）、四一歳で行在（臨安府）に滞在していたときの七言絶句の首聯に、「病眼逢書不敢開（目を病んでいて、書物に出会っても敢えて開こうとしない）」とあつて、書物を読む難儀を伝えている<sup>13</sup>。この年の秋に作った賦にも、「目疲於書而病書（書物を読んでいて目が疲れ、目が霞む〔書は目が霞む〕）とある<sup>14</sup>。そして、この年の秋に作成した五言律詩の題目が「老眼廢書有歎（老眼で書物を読めないことの歎き）」とあり、その首聯は「老矣書無分、居然自有花（老いて書物の漢字が区別つきにくくなっていて、その上、意外にも目に花が有るように見える）」とあるので、恐らく老眼になり、加えて飛蚊症にも悩まされていたと思われる<sup>15</sup>。

少し間が空くが、淳熙五年（一一七八）、五二歳のとき、「暮寒」と題する五言律詩の頸聯には、「眼病書休読（目を病んで読書を休んでいる）」という語句を見出せる<sup>16</sup>。当時、楊万里は常州（江蘇省常州市）の知事の任にあつたが、同年に

常州の人で詩人仲間でもある尤袤（一一二四～一一九三）の書齋に寄せた序文にも、「予老矣、每觀一書、口志而心志、意未究而目告病矣（私は年を取り、書物を読んで口に出した心で考えたりして、意味を考えてみるが、それが完成できない中に目が、もう駄目になっている）」とほやいている<sup>17</sup>。淳熙六年（一一七九）に五三歳となり、正月に常州知事を離任したが、常州を離れる船の中で作った七言絶句には、「病眼未能禁曉日、西窓莫閉閑東窓（夜が明けて炊事の煙が上がり始めた頃）病んだ目に〔悪い〕暁に差し込む日光を禁止はできないので、西の窓は閉ざさずに東の窓を閉めた」とある<sup>18</sup>。日光が眩しく窓を閉めたとあるので、白内障になっていたと思われる。白内障という疑いは、五四・五五歳頃に、福建茶使の呉徳華に宛てて、『東坡新集』を送ってくれた礼状に、「老来兩目如隔霧（老いた両目は、まるで霧を隔てて物を見ているかのようだ）」とあることによつて、より一層濃くなるだろう。淳熙十一年（一一八四）、五八歳のときに、盧誼伯という人物に宛てた書簡には、「盥病手、摩老眼（病んだ手を洗い、老いた目を擦つて）」、送っていただいた新作を見たときあり、五九歳か六〇歳頃の「春寒早朝」と題する七言律詩の頸聯に、「病目生憎紅蠟燈（病んだ目には紅い蠟燭

の明かりが憎たらしい」とある。<sup>(21)</sup>白内障が一層進んだと思わせる一句である。

六一歳となった淳熙一四年(一一八七)には、細かい字は見えにくく、書くのは更に困難だと詠い、<sup>(22)</sup>次年にも、「病眼看書痛不勝(病んだ目には読書は目が痛くて耐え難い)」という詩を詠っている。六〇代には、眼疾に関しては、管見の限り、この他には六六歳のときの言及があるばかりだが、それは眼疾が消えたからではなく、後に触れるように、六〇代になって、他の病気が多くなって、そちらに関心が移ったからであろう。

七〇代に入ると、他の病気に関する記述が急速に増加するので、眼疾は目立たなくなってくるけれども、それでも眼疾に対する言及は散見する。七〇代は、ほぼ南宋の寧宗朝に相当する。慶元三年(一一九七)、七一歳のとき、致仕を求めた上奏文には、「血氣」だけでなく、耳や目も衰え、手足も衰弱しつとあると語っている。<sup>(23)</sup>また、朱熹に対する返書の中で、以前に届いた書簡から朱熹が眼疾を患い、十全に回復していないことを知ったが、眼疾は書物を繕く「書生」の職業病ともいべきものだ(「披読大慰尊仰之懷、乃知目疾尚未十全。大抵書生繕故紙則其曾在目云々」と語っている。<sup>(24)</sup>そ

の言辞は、恐らく自分の体験を基にしているのであろう。この頃、周必大の従兄弟、周必生に宛てた尺牘には、左目が霞んで見えず、細かい字が苦手だと書いており、<sup>(25)</sup>慶元四年(一一九八)、七二歳のとき、同じく周必生に宛てた尺牘にも、「某老眼眇昏(私の老いた目は霞んでよく見えない)」とある。<sup>(26)</sup>白内障の症状が進んでいると思われる。そして、七七歳から八〇歳までの間という時間的幅があつて時期が特定できない「春尽夜坐」と題する三首の七言絶句の、第一首の首聯は、「春光草草病中休、病眼逢春是秋(光輝く春の草だといふのに病気で休んでいる。病んだ目には春だといふのに秋にしか見えない)」と詠っている。<sup>(27)</sup>春だといふのに秋のようにしか見えないというのであれば、典型的な白内障の進行と見て差し支えないのではなからうか。

## Ⅱ 臂の痛み

上述の、七一歳のときに、朱熹に宛てた返書には、また「書生」の職業病として臂の痛みを挙げている(「大抵書生繕故紙則其曾在目、弄柔翰則其曾在手」。原文中の「柔翰」とは筆のことで、筆を弄びすぎて、手に病がくると述べている。しかも、その引用文の直ぐ後に「某老来得臂痛之疾(私

は老いさばらい、臂の痛みの病気になってしまった」とあつて、自分も臂の痛みに悩まされていと訴えている。楊万里が左利きという記述はなく、利き手の右臂の痛みである。事実、七一・七二歳頃、上述の周必生に宛てた尺牘には右臂の痛みを訴えている。<sup>(30)</sup>

残された史料による限り、臂痛の記載は六〇代まで遡る。

紹熙四年（一一九三）、六七歳のとき、江州（江西省九江市）の知事、沈瀛（字は子寿）に宛てた書簡に、前年（紹熙三年）、六六歳の楊万里が江東転運使として建康（江蘇省南京市）に在職していた際、臂痛に見舞われ、任地を去つて帰郷せねばならなくなつたが、しかも臂痛は薬では治らず心が折れてしまつたと、その痛みの苦しみを記している。<sup>(31)</sup>この臂痛は、痛みの程度からすると、この頃に俄に始まつたのではないと考えられる。前述の、五八歳のとき、盧誼伯に宛てた書簡に「盟病手、摩老眼（病んだ手を洗い、老いた目を擦つて）」とある「病んだ手を洗い」とある「病んだ手」は、あるいは臂痛を指すのかも知れない。慶元元年（一一九五）十月の日付のある「廖氏龍潭書院記」と題する文章をみると、「往歳の冬」に潭州攸県（湖南省株洲市攸県）の龍潭書院に関する文章を書くことを依頼されながら、臂痛で約束を果た

せなかつたと書き記している。<sup>(32)</sup>「往歳（先年、過ぐる年）」が、何時を指すのか、判然としないけれども、六九歳となつた慶元元年以前であり、恐らく臂痛で職務を果たせず任地を離れた紹熙三年以後と思われるから、六〇代半ば以降のことであろう。

七〇代になると、年齢を重ねるごとに臂痛が少しずつ深刻さを増してくる。慶元二年（一一九六）、七〇歳のとき、廬陵県の王孚（字は信臣）に宛てた尺牘の冒頭に、「某老病日侵、臂痛比劇（私は年老いて病気が日に日に悪くなつていくが、近頃、臂の痛みは激しくなつていく）」と記している。<sup>(33)</sup>先述したように、七一・七二歳頃、周必生に宛てた尺牘にも右臂の痛みを記しているが、慶元四年（一一九八）、七二歳のとき、淮西総領所の下僚の徐達という人物に宛てた書簡には、「臂痛遂大作（臂の痛みが、とうとう大事になつてきた）」<sup>(34)</sup>とあり、慶元六年（一二〇〇）頃、つまり七四歳頃に、吉州龍泉県出身の王琳という人物に宛てた尺牘には、臂痛のために、便りは口述筆記に頼つていと告白している。<sup>(35)</sup>嘉泰二年（一二〇二）、七六歳のときに、虞允文（一一一〇～一一七四、孝宗朝の宰相）の長男、虞公亮に宛てた尺牘にも、臂痛で筆が執れず、近頃、娘婿の陳経に代筆してもらつ

ていると告白している。<sup>36</sup> 臂痛で陳経に代筆してもらったという話は、同じ頃、吉州万安県知事の趙師道<sup>37</sup>に宛てた尺牘にも見られる。

### III 飲酒と内臓疾患

楊万里の詩文を見ると、病気が飲酒と関連して言及されている場面に多く遭遇する。両者の関係は、楊万里の文集を見る限り、五〇歳前後からみられる。そもそも、楊万里は強い酒が好みであったらしく、<sup>38</sup>それが暑さに弱い体質と相俟って病気をもたらししたかも知れない。時間的順を追ってみたいよう。

五〇歳となった淳熙三年（一一七六）の秋、「中秋与諸子果飲」と題する七言律詩の尾聯に「老子病来渾不飲（老いほれの私は病気になって渾く酒が飲めない）」とあるように、病気で酒を控えていたという記述を見出せる。<sup>39</sup>その病気が何であるか、この詩からは明確ではないけれども、二つ前の七言絶句の題名が「病瘧無聊」であって、瘧（マラリア）を患っていたと思われる。淳熙五年（一一七八）、五二歳のとき、五月には継母の羅氏が病氣となり、楊万里自身も夏から秋にかけては暑気あたりか、体調を崩していたようである。<sup>40</sup>翌、

淳熙六年（一一七九）、この年、楊万里は五三歳になったが、秋には三男の寿侓が病死している。辛更儒「年譜」の同年条によると、享年は一五乃至一六だという。そして、この秋には病気で夭折した子供を想い、飲酒を控えており、<sup>41</sup>病気で身体<sup>42</sup>の衰えを感じるとともに、老いは急に訪れると、五〇代の前半にもかかわらず、老いたと自覚する言葉を残している。五五歳になった淳熙八年（一一八一）の寒食の日にも、「先生老多病、頗已疏緑醕（誠齋先生は老いて病気がちなので、すでに緑色の良い酒〔緑醕〕を遠ざけている）」とあるように、病気で飲酒を止めている。<sup>43</sup>

残された史料に拠る限り、六〇代半ば過ぎになると、飲酒を原因とする病気が目立つようになり、しかも深刻さを増してくる。その頃、「止酒」と題する長編の五言詩には、次のように語っている。冒頭では「まず、酒を止めようと誓いを立て、それを堅く守ろうとする。だが、何度も誓いの約束を立てるが、どうもその通りにならない。「そのうち」まだ約束を口にしない前に、既に気持ちが悪くなってしまっ少しも嬉しくない（止酒先立約、庶幾守得堅。自約復自守、事亦未必然。約語未出口、意已慘不飲）」と、何度も禁酒を誓約したが、直ぐに破ってしまう自分を惨めな気持ちで自省し

ている。その後には、若い時分に酒を愛して、酒のためなら官職を捨てても良いなどと考えていたという思い出を語っている。しかし、この詩の後半には、「酒によつてしよつちゅう病気になり、それは自業自得というべきものでお天道様とは関わりない。「飲酒のために」朝方からお腹が痛く、葉を飲んでも治らない（因酒屢作病、自祟非関天。朝来腹痛告痛、飲葉痛不瘥）」と、遂には飲酒が腹痛を伴うようになったと深刻な健康状態を告白している。<sup>44</sup>

恐らく、こうした状況が引き金になったのだろう。七〇歳頃には、内臓の病気が深刻になってくる。慶元二年（一一九六）六月に致仕を願ひ出た上奏文には、夏に入つて内臓の病気に襲われ、服薬しても治らないと訴えている。<sup>45</sup>また、同年に同郷の周必大に送つた尺牘には下血を伴う「臟毒」の病気に襲われたとある。「臟毒」とは痔や直腸癌を指すらしいが、楊万里は、それから一〇年経つた八〇歳まで生きながらえるので直腸癌とは考えられない。<sup>46</sup>痔や潰瘍性大腸炎なのかも知れない。慶元三年（一一九七）春には、同じ周必大に宛てた尺牘には、次男の楊次公が暑さで精神的に参っている様子を伝えている。<sup>47</sup>文面からして、楊次公の暑気あたりは前年慶元二年の夏だろう。七〇歳から七三歳の間に作つ

た「積雨新晴、二月八日東園小歩」と題する七言絶句の第二首の首聯は「去歳春時正病身、对花不飲被花噴（昨春は病気で、花を見ても飲酒せず、花に怒られた）」とある。<sup>48</sup>その頃、楊万里は病気のために肉類を避け野菜類を食していた。<sup>49</sup>それでも、七〇代半ばまでは飲酒は止められなかったと思われる。嘉泰元年（一二〇一）、七五歳のとき、周必大に宛てた尺牘には、老いて病気がちで孤独な生活の中では、知り合いとの談笑や酒を酌み交わして詩を詠唱することが何よりなのだと記している。<sup>50</sup>この年、南昌県（江西省南昌市）の知事であつた長男の楊長孺が病気になり、その様子を知らせてきた、南昌を統轄する隆興府知事の張孝伯に対して礼状を出している。<sup>51</sup>しかし、七七歳から八〇歳の間に作成された「病中止酒」と題する五言の長詩には、日頃から酒だけが楽しみで、一日も欠かさなかつたが、ここ五か月あまりは、病気で飲酒せず、客が飲酒していても羨ましくなくなり、酒売りの車をみても気にならないと詠っている（「平生万事輕、惟以酒自娛。当其愛酒時、一日不可無。老来因属疾、不飲五月余。客飲我不羨、而况逢麴車」）。<sup>52</sup>楊万里の郷土の先人の歐陽脩は、飲酒が糖尿病を誘発し、晩年には失明に近い状態に追い込まれるが、同じ酒好きで、眼疾に悩まされても、楊万里



の場合、飲酒と眼疾との関係は史料上からは確認できない。

#### IV その他の疾病と晩年

南宋三代目、光宗の紹熙二年（一一九二）、楊万里は六五歳になった。その年に詠った七言絶句の首聯には、「衰病を纏った身で、任官に堪えなければならぬ。官職を退く（懸車）のにまだ五年もある（可堪衰病兩相纏、更苦懸車尚五年）」とあって、六〇代半ばには病気を理由に致仕しようとしていたと考えられる。翌年、紹熙三年（一一九二）九月には、権総領淮西江東軍馬錢糧として建康に在職していた楊万里が吉州吉水県に帰郷している。そして、慶元二年（一一九六）、江西提刑（正式には江西提点刑獄公事と称す）に在職していた張垓という人物に送った尺牘に、「壬子（紹熙三年）の秋に病気で金陵（建康）から帰郷して以来、終焉の計画を立てた（某伏壬子之秋、帰自金陵、已作終焉之計）」と述懐している。<sup>53</sup>確かに、辛更儒「年譜」をみると、楊万里は、紹熙三年九月頃から郷里に在住するようになり、二度と実職に就くことがなくなった。残された史料に拠る限り、上述のように、慶元二年には病気を理由に最初の致仕を願う上奏文を提出している。鄒樹榮「年譜」も辛更儒「年譜」も、

それは六月のことだという。『誠齋集』巻七〇には、この「陳乞引年致仕奏狀（引年もて致仕を陳乞するの奏狀）」を含めて四通の致仕を願う上奏文が続げざまに載っている。どの上奏文にも、致仕を願う上奏文の常套句である病気を致仕の理由に挙げている。しかし、楊万里の場合、それは単なる常套句ではなく、七〇歳を超えたあたりから、病気に纏わる記述が実際に増えてくる。七一歳には、既述の、眼疾や臂の痛み、耳目や気力の衰えを訴えている他、病気の進行を嘆き、病気のために世間との交わりを絶っているという記述も見出せる。<sup>54</sup>世間との断絶を示す記述は、七一・七二歳頃から増えてくるが、ようやく慶元四年（一一九七）三月になって、念願の致仕が叶った。<sup>55</sup>翌、慶元五年（一一九九）、七三歳のときは、秋になっても例年になく暑かったらしく、「痞（マラリア）」と「河魚（腹痛）」に見舞われ、回復に二か月を要しており、病気のために貧しい食生活をして身体を養っていた。<sup>56</sup>七四歳になった慶元六年（一二〇〇）にも夏は暑気あたりをし、「瘧疾（マラリア）」に罹患している。また、この年には「清漳之疾」に罹患している。<sup>57</sup>西川英雄『漢方医語辞典』や家本誠一『傷寒論註』によると、「清」は「圍」に通ずとあるので（西川、一九六頁上段、家本、三五五頁下

段)、要するに「清」は「廁」のことであり、「漳」は字書に「塞ぐ」という意味があるから、「清漳之疾」とは、何らかの原因で排便に支障をきたしていた状態と考えられる。この年、章森という人物に宛てた尺牘には、病気で痩せ衰えて、外出もままならないと記している<sup>61</sup>。また、同年には妻の羅氏も、冬になると、病名は不明ながら、何らかの慢性病(「痼疾」)に悩まされていたという<sup>62</sup>。

病気で身体が思うようにならなくなって、死期を自覚するようになってくる。残された史料に拠る限り、死期の自覚は七四歳前後頃から現れ、以後、毎年のように言及される。慶元六年五月、蕭達という人物に宛てた尺牘には、「某老病余生、乗化帰尽(老いばれの病人である私は、自然が変化ゆくように命が尽きるのだろう)」と記しているが、この七〇代半ばには、この尺牘と同じような表現がいくつも見られる<sup>63</sup>。それは病床に伏せる機会が増えたことに関わると思われる。七四・七五歳頃、江陵府(湖南省沙市市)の知事、范仲藝に宛てた尺牘には、「某老病日侵、僵臥待尽(私は年老いて病気が日に日にひどくなり、病床に伏せのまま死ぬのを待っています)」と語っていることが端的な例証といえよう<sup>64</sup>。このことは、老病の身は、路傍の瓦礫のようで、誰からも顧み

られない(「老病幽屏、道旁之櫟、過者不顧」という自嘲的な表現にも繋がってゆく<sup>65</sup>)。

状況は、七七歳を超えた頃から悪化の一途を辿る。『誠齋集』巻四二所収の詩は、『箋校』巻頭の按語によると、嘉泰三年(一一〇三)冬から開禧二年(一一〇六)五月までという、まさに最晩年(七七歳から八〇歳)の作品であり、詩集名も「退休集」となっているが、その作品題目を見ただけでも多くの病気に関する詩が載っていると分かる。「病起覽鏡(病床から起きて鏡を見る)」と題する五言律詩の首聯は、「病起長新骨、居然非旧容(病床から起きて(鏡を見ると、)痩せ衰えて)新たに骨が目立つようになって、あろうことか昔の姿とは違っている)」と詠っている。その次の七言律詩も「病中感秋」と題して病気の自分を詠っているが、更に次の「秋衣」と題する五言の長詩は、自分の痛々しい身体の様子を如実に描いている。すなわち、朝起きて新しい衣服に替えたので、自分の身を見て驚いてしまった。身体は痩せ衰え、腹皮が皺で弛み、髀肉(股の肉)も痩せ、髪の毛も僧侶のように無くなって、骨張った姿は鶴のようだ、と(「晨興換新衣、視身忽潛愕。腹皮皺白摺、髀肉寬一握。(中略)無髮已是僧、有骨不如鶴」)。

前述のように、この頃、恐らく白内障に起因する眼病で、春でも秋のようにしか見えないと詠っているが、一層、楊万里を苦しめたのは「淋疾」である。「淋疾」とは、いわゆる性病のそれではなく、西山英雄『漢方医語辞典』には、小水が渋り排尿に痛みが伴うという説明があり(三三八頁)、『簡明中医学辞典』には、小水が粟状になってポタポタと出渋り、排尿に際して臍から下の下腹部に痛みを伴うとある(三〇二頁)。どちらの説明も大同小異であって、もしかすると前立腺肥大に伴う排尿困難なのかも知れない。楊万里自身の言い方を借りれば、「淋疾」は、法外の刑罰を受けているようだ<sup>(6)</sup>と形容している(「君欲問淋病、便是法外刑」〔同巻「送戴良輔業者帰城郭」〕)。一方で、医者からは、この病気は文字で心を勞するのがいけないと忠告されたとも述べている<sup>(6)</sup>。開禧元年(一一二〇五)、七九歳になった楊万里は、九月に行(在臨安府)に召し出されるが、彼は昨年秋から「淋疾」に罹り、その発作が起きると痛くて堪えきれないと述べて、召喚を辞退している<sup>(6)</sup>。『誠齋集』巻四二には「去歲四月得淋疾、今又四月、病猶未癒」という題目の五言律詩が載っているが、辛更儒氏の考証によると、この詩は、開禧元年に作成されたといふ<sup>(6)</sup>。とすれば、楊万里の最晩年には、「淋疾」の発

作が繰り返して起きていたと考えられる。こうした苦しみからか、開禧元年に、「淋疾」が少しでも良くなるようにと、道観に祈祷文を捧げている。その文中では、「淋疾」の苦しみを、刀や鋸の刑罰、釜茹での刑罰でさえ、この痛みに喩えようもなく、医者が八方手を尽くし、どんな薬も効き目がなく、瀕死の状態だと嘆いている(「雖備古来刀鋸鼎鑊之刑、未足喻此疾痛慘怛之状。三医并手、百藥罔功。余生蔑如、瀕死数矣」<sup>(6)</sup>)。

「淋疾」の発作とともに、七〇代後半になると、歩行も困難になっていった。やはり、『誠齋集』巻四二に所収の、「族人同諸友問疾」と題する七言律詩の第一首の頷聯には、「両脚倦行羸得坐(両足とも駄目になって歩くのも座るのも難儀)」とある<sup>(6)</sup>。こうした様々な病気によって身体が思うに任せない状態から、楊万里は「老来春来已薄情、体中病後更踈嬾(年老いた身には春は薄情だ、病後の身はちゃんと歩けない)〔同巻「病中感春」〕と歎き、「久病心情自不佳(病気なつて久しく、そのために心も自然と晴れない)」と詠っている(同巻「病中七夕」)。

## 二 最期をめぐって

前節に見たように、若いときから病気がちであった楊万里は、郷里に逼塞することになった六〇代半ば頃から病気がちとなり、晩年になると身体は満身創痍の状態となつて、この世に別れを告げる開禧二年（一一二〇六）という年を迎えたのである。『宋史』卷四三三の本伝の最後近くに、「家に臥すること十五年（臥家十五年）」という表現は、実に正鵠を射ているといえよう。最期を迎える前後の状況は、前稿にも言及しており、記述が重複することになるが、行論の関係もあつて、小論では少し丁寧に触れておこう。

楊万里の最期をめぐる状況に関しては、『宋史』本伝や、彼の諡号を求めるために長男の楊長孺が子供たちを代表して記した文章（『誠齋集』卷一三三「諡文節公告議」）によって知られる。この年、五月七日、寧宗は権臣の韓侂胄の要請を受けて、金国を討伐する旨の詔勅を出し、金国との戦端が開かれた。歴史上、一般的に「開禧用兵」と呼ばれる戦争で、戦闘が本格的になると、南宋軍は金軍に圧倒されて敗北を重ね、あまつさえ同年一二月には、四川方面の前線を委ねられ

ていた呉曦が叛旗を翻して金側に寝返つた。敗北を重ねた南宋側は、結局、金側からの韓侂胄の首級を差し出す要求を受け入れて、礼部侍郎の史彌遠を首謀者とする宮中クーデタが開禧三年（一一二〇七）十一月三日に起こり、韓侂胄は殺害された。金国と南宋との和議は、最終的には嘉定元年（一一二〇八）九月になつて成立した。<sup>①</sup>

そもそも、紹熙三年（一一九二）、楊万里が実質的な隠居生活を郷里で始めてから二年後の、紹熙五年（一一九四）七月、かねてから病気がちであった光宗（四八歳）は、太皇太后呉氏（高宗の皇后）の内諾を背景にした知枢密院事の趙汝愚の画策によつて、帝位から降ろされ、光宗の子供の嘉王（二七歳）が皇帝に擁立された。これが寧宗である。この宮中クーデタ計画には、帝室と所縁の深い韓侂胄も参加していた。寧宗の「定策之臣」は、趙汝愚だけでなく、韓侂胄もその一人であったのである。彼は、北宋の仁宗・英宗・神宗の三代の宰相をつとめた韓琦の曾孫であるだけでなく、太皇太后呉氏は、母方の伯母であり、彼の夫人の呉氏は太皇太后の姪であつて、しかも寧宗の最初の皇后韓氏は同族の女性という帝室と関係の深い人物であつた。<sup>②</sup>その後、韓侂胄は次第に自分の息のかかった人物を中枢に据えて、朝廷の実権を掌握

して、趙汝愚らを中央から追い出した。加えて趙汝愚と深い関係のあった朱熹ら道学派の官僚と学者とを排斥し（慶元の党禁）、遂には開禧元年七月には宰相の上に位置する平章軍国事となった。

楊万里は、韓侂胄が専権を強化するにつれて、それに対して強い不満をもつようになり、『誠齋集』からは明瞭には確認できないが、『宋史』本伝や「諡文節公告議」によれば、「憂懼」「憂憤」から病気を誘発してしまっていたという。<sup>23</sup> 家族は、彼の「憂国（愛君）」（『宋史』本伝には「愛君」の語はない）の情を知って、金国との戦端が開かれても、敢えて何も知らせないでいた。しかし、偶然、楊子元という族人が吉州の治所所在地の廬陵県から吉水に帰郷して万里を訪問したのである。当然、吉州には邸報（都からの官報）が届いており、家族の想いを知らなかった楊子元は万里に「開禧用兵」のことを語ってしまった。それを聞いた万里は、声を失うほど慟哭し、「奸臣の妄動が、ここまでになってしまった」と述べて、涙を流しながら長嘆息をし、その夜は眠れなかった。翌日になると、食事を拒否し、書齋に端座して動かず、紙を引き寄せて八四文字を書き上げ（内容は後述）、その最後に妻子に別れを告げる一四文字（「右辞長孺母子兄弟姉妹、五月

八日）を記して書判かまはんをして、それを自分で封緘した。その表には「遺囑付長孺母子兄弟姉妹」と記して、やはり封書の中味と同じように書判をした。それが終わると筆を放り投げて、力尽きたのか、机に寄りかかりながら亡くなった。五月八日（太陽暦、六月一日）午時頃（十二時頃）であったという。享年、八〇。この年、十一月七日、本人の意志に基づいて自宅から八〇〇歩という近場の同水郷烏泥塘に埋葬された（『箋校』第十冊所収楊長孺撰「宋故宝謨閣学士通奉大夫廬陵郡開国侯贈光祿大夫誠齋楊公墓誌」）。嘉定六年（一一二四）一二月、楊万里は「文節」という諡号を国から与えられた（辛更儒「年譜」）。

それでは、最期に際して認めた八四文字とは何だろうか。現代日本語訳を掲げ、その後に原文を丸括弧の中に示そう。

私は年齢も八〇歳になり、官品も三品（嘉泰四年に通奉大夫致仕を授官（鄒樹榮「年譜」）という高い位に登り、爵位も廬陵郡開国公（嘉泰四年に授爵（鄒樹榮「年譜」、辛更儒「年譜」）という列侯の地位にまで至った。子孫も眼前には多くおり、そのような恵まれた状況に対して、私は、どうして恨みがましいことをいえようか。現在、私は老いほれながら、それでも死に至っていない

が、そのこと自体はどうして堪えがたいことといえようか。「しかし、個人的状況は別にして、一旦、国家の状況をみると、現在」奸臣の韓侂胄は、権力をこの上なく恣にして、軍隊を動員して民衆に損害を与えている。奴は、狼の子供のように、生まれつき粗野な心根をもって、国家（「社稷」）を危うくしようとしている。それなのに、私の髑髏むくわくは、依然として、このように元のように無事であつて、国家に酬いる手段をもつておらず、ただひたすら孤立無援な状況の中で憤つていて、その憤りから逃れられない。そこで、今日、遂に決意を實行し、ここにその気持ちを記して別れとしたい。お前たち家族は、好く養生をして、いつまでも達者で暮らせ。（吾年八秩、吾官三品、吾爵通侯。子孫滿前、吾復何憾。老而不死、悪況難堪。韓侂胄奸臣、専權無上、動兵殘民。狼子野心、謀危社稷。吾頭顱如許、報国無路。惟有孤憤、不免逃移。今日遂行、書此為別。汝等好將息、万古万万古）

『宋史』の本伝では、「韓侂胄奸臣」から「惟有孤憤」までの字句だけを取り上げているが（「狼子野心」は省略）、要するに、この八四文字は、現在の年齢・爵位・官位・多くの子

孫という恵まれた境涯にありながら、それでも韓侂胄の専權によつて、国家と民衆に甚大な災害をもたらしている事態を看過できなく憤激に堪えないという内容なのである。文中の最後に、その逃れようもない憤激から、今日、遂に決行することにしたとあることからすると、その決行とは、前日の行動からして、抗議の意味を込めて食事を拒否し、最期を迎えるということであろう。

それでは、どうして死を賭して韓侂胄に対する抗議の気持ちを表したのであろうか。楊万里にとつて、道学派を禁圧した韓侂胄とは、肌合いが全く異なることは確かだろう。そもそも、彼の著作や行動をみると、道学派の一員ではないけれども、それと近い考え方をもっていたと思われる。彼の著作の『易伝』二〇卷は、一七年の歳月を費やして、慶元五年（一一九九）に完成させたが、それは二程の学説に基づいて、それを多くの史伝から傍証したものと云われる（『四庫全書総目提要』卷三（經部）「誠齋易伝二十卷」の項）。また、淳熙二年（一一八五）に宰相の王淮の求めに応じて、六〇人を有用な人材として推薦したが（「淳熙薦士録」『誠齋集』卷一一三）、その筆頭は朱熹であったのである。前稿で触れたように、張浚との出会いから、その子供の張栻（一一三三

く一八〇)と交流し、生涯に亘って張栻を尊敬していた。そうした事情からすると、道学派を禁圧した韓侂胄は、肌合いが異なるどころか、同じ場所で空気を吸うのも嫌な相手であったといえよう。とはいえ、楊万里の最期の覚悟をみると、そうした思想性や肌合いの違いだけではなさそうである。節を改めて、楊万里の政治主張を探ってみたい。

### 三 楊万里の政治主張

楊万里の政治的見解に関して、前稿では地方政治に対する議論を紹介したが、小論では主に中央政治に対する主張に焦点を当てて検討をしたい。それが韓侂胄に抗議して自分で死期を早めた理由に繋がると思われるからである。

楊万里の政治的見解は、『誠齋集』に所収する「千慮策」(巻八七〜八九)、「上書」(巻六二)、「輪对札子」(巻六九)などから窺われる。その中で、「千慮策」は、国家の在り方から民政に至るまで、南宋朝の当面するあらゆる問題に関して纏まった見解を提示しており、それは乾道元年(一一六五)から翌乾道二年(一一六六)にかけて、父親の服喪中に郷里で著述された。「はじめに」で触れた歩近智氏の論文は、こ

の「千慮策」を中心として、楊万里の政治思想と社会思想とを分析していた。「千慮策」に関しては、後述するつもりであるけれども、それに先だって『宋史』巻四三三の本伝に載る上奏文に着目したい。『宋史』本伝には、淳熙一二年(一一八五)五月二四日に上呈した上奏文の大部分が載っており、分量も本伝の三分の一近くを占めている。その事実には、『宋史』の編者が、当該文を楊万里の政治的見解の最も肝要なものだと判断した結果だと思われる、そうだとすれば、そこから始めるのが至当であろう。この上奏文は、もともと「上寿皇論天変地震書(寿皇に上して天変・地震を論ずるの書)」と題し、『誠齋集』巻六二に収められている。寿皇とは、南宋二代目の孝宗(趙昚)のことであって、それは孝宗が光宗(趙惇、孝宗の第三子)に帝位を譲位して上皇となつて以後の呼称であるが、この上奏文では、その称谓が遡って使用されている。

『宋史』巻三五、孝宗本紀、淳熙二年の条には、「五月庚寅、地震。辛卯、福州地震」とある。五月庚寅は五月八日、辛卯は五月九日であり、楊万里の上奏文は、この地震を受けて上呈された。最初に、ここでの立論の原則を述べている。すなわち、何も政治上の問題が起きていないときに、その間

題点を指摘するのは、忠義を害しないのであり（「言有事於無事之時、不害其為忠」、それと反対に、実際に問題が起きても、何事も問題は無いと言上することは、極めて奸悪だといえる、と（「言無事於有事之時、其為奸也大矣」）。この原則論に立脚して、楊万里は、まだ表面化していないにもかかわらず、憂慮すべき政治上の問題点があるとして、それを一〇箇挙げてゐる。そのうち、六箇条は、対金政策をめぐるものである。金との関係は、この上奏文を上呈する二〇年ほど前に目まぐるしく動いていた。紹興三二（一一六一）、金の海陵王（完顔亮）の侵攻と、その撃退（采石磯〔安徽省馬鞍山市西南〕の戦い）があつたにもかかわらず、その後、隆興元年（一一六三）、南宋側から仕掛けた戦争が、同年五月に「符離〔安徽省宿州市〕の戦い」で大敗北したために、隆興二年（一一六四）十二月に、南宋と金朝との間に和議が成立し、それが乾道元年（一一六五）になって正式に発効してゐた（隆興和議<sup>77</sup>）。楊万里は、この隆興和議以後、二〇年を経過して、対金防禦策が全く弛緩していることを一つずつ指摘して、そしてこの対金政策をめぐる一連の議論の最後に、君臣上下が太平時のように安閑として、危機感のないことが一つには上天が災異を現して警告したのだと論難して、六箇条

の纏めとしてゐる（「今也國家之事、敵情不測如此、而君臣上下処之如太平無事之時、是人不能悟之矣。故上天見災異、異時熒惑犯南斗、邇日鎮星犯端門、熒惑守羽林」。その第八は国内の自然災害、第九は錢貨が一部の特権階級に集まり、民衆も軍隊も苦しい思いをしていることを挙げて、いつ暴発してもおかしくないと指摘する。第一〇は、国を守るためにも、日頃から人材を見極めておかねば、いざというときに臍<sup>ほそ</sup>をかむことになるかと警告している。そして、この上奏文の最後には、この一〇箇は、あくまでも「天下之事」からすると枝葉に過ぎず、「本根」は、皇帝（「人主」）が自分の能力を過信して、天下の仕置きを勝手に行い、臣下に任せない点であると強調する。とくに軍事に関して、このようであれば、これ以上の心配事はないと孝宗の政治姿勢に対して強く諫めているのである（「然天下之事有本根、有枝葉、臣前所陳枝葉而已。所謂本根、則人主不可以自用。人主自用、則人臣不任責、然猶未害也。至於軍事、而猶曰、誰當憂此、吾当自憂。今日之事、將無類此」）。

それでは、楊万里が危惧する「人主」の「自用」とは何なのだろうか。『箋校』に載せる、この上奏文の題名下の「箋証」は、清・徐乾学『資治通鑑後編』卷一二六所収の、この



上奏文を含む関連記事を引きながら、当該時期の政治情勢を語っている。そして、更には、孝宗が淳熙と改元して以来、金に奪われた旧北宋領を回復しようと意図しながらも果たせなかつたことともに、孝宗が皇帝に即位して以後、大臣たちを遠ざけ、専ら近習や宦官たちを信用していたことを取り上げて、楊万里は、正に地震の機会を捉えて、こうした点を指摘したのだと主張している（第五冊二六六八頁）。辛更儒「年譜」の淳熙一二年の条も、ほぼ同じ主張を繰り返している。孝宗が龍大淵・曾覲・張説らの潜龍時代からの側近を重用したことは、安倍直之氏や藤本猛氏らの日本人研究者によつて孝宗朝の特色を明らかにする中で注目されてきている。<sup>(78)</sup>とりわけ、士大夫を信用せずに側近を登用する理由は藤本猛氏の論文に詳しいが、当面の楊万里の議論には関わりないので、それは措くとして、要するに、「人主」の「自用」とは、孝宗が側近を信頼して、科挙出身者を主体とする士大夫たちを信用せずに政治運営をしている状況を指している。とすれば、楊万里の他の政治的議論は、どのような内容であろうか。目を「千慮策」に転じよう。

「千慮策」とは、『箋校』の題名下の「箋証」にも引く『晏子春秋』巻六（内篇）雑下の、「智者千慮、必有一失、愚者

千慮、必有一得（智者の千慮も必ず一失ありて、愚者の千慮も必ず一得有り）」を典拠としている（『箋校』第七冊三四一七頁、巻数は四庫全書本）。要するに、愚者の知恵にも、得るところがあるという謙虚な気持ちで命名したのである。<sup>(79)</sup>「千慮策」は各論の題目をみると、一二篇から構成されている。しかし、その一二篇はそれぞれ、上中下や上下に分かれているので、それらも一篇と数えると全部で三〇篇となる。各篇を順番に挙げると、「君道」上中下、「国勢」上中下、「治原」上中下、「人才」上中下（以上、巻八七）、「論相」上下、「論将」上下、「論兵」上下、「馭吏」上中下（以上、巻八八）、「選法」上下、「刑法」上下、「冗官」上下、「民政」上中下（以上、巻八九）となる。その各論の内容をみると、君主の在り方、国家存続や治世の要諦、人材登用の方法、人才の見極め方、宰相の選択と活用の仕方、軍将人材の見極め方、兵士の徵募と活用方法、胥吏の統御方法、官僚登用法の改善策、刑罰の在り方、冗官の整理法、民政上の弊害除去の方法といった具合であり、南宋の当面する諸課題を全般に互つて議論の俎上に上げているといえよう。しかも、その説く対象は、たとえば、「君道」中に、「近頃、新しい天子が即位されました。新天地は春秋に富み、勇ましい御様子

は抜きんでており、「金という」不倶戴天の敵に必ず報復するという御心と、失った神州を回復するという御意志を持つておられます（頃者新天子即位之初、春秋鼎盛、聖武天挺。超然有必報不共戴天之心、剋復神州之志」とあることに端的に示されているように、紹興三二年（一一六二）六月十一日に即位した孝宗であった。

地方政治に対する意見は、前稿で触れたので措いて、上述の、淳熙一二年の上言との関連で言えば、その孝宗に向かつて、まず「君道」上では、隋の文帝や五代後唐の莊宗の事例を挙げて、一生懸命に励んで王朝を創業したのに、逸楽の氣持ちを懐くと禍乱をもたらすと述べて、天下の治乱興亡の大本は、「人主」が襟を正して事にあたるかどうかであると警告する（「其主正則國從而興。（中略）則天下之所以治乱存亡者、夫豈階於外哉。亦視其人主之主如何爾」。次いで、「君道」中では、孝宗が発動して失敗した対金戦争の「符離の戦い」の事例を挙げて、物事の実行には慎重を期すべきことを説いている。更に、「君道」下では、君主は国の運営の主導権（「柄」）をしっかりとつべきであつて、小人の近臣を信用しすぎて、公卿大臣を疑い遠ざけて彼らが公の議論を行えないような状態に陥るべきでないと主張し（「公卿大臣不得

以議之於公、則親暱小人得以侵之於私」）、そうでないと前漢の元帝・成帝や唐の徳宗・順宗のように結局は国家に禍をもたらすと警告している。「國勢」においては、そうした国家が危うい状態にならないようにするためにも、人材の養成が何よりも大事だと提言する（「所以使其廢興短長者、非天也、人也」「國勢」上、「然則天下豈有不可為之國哉、亦存乎其人如何爾」「國勢」中）。「人主」は、その人材登用の仕方論じているが、「人主」上では、細々とした規則を設けて人材を取得しようとする遣り方を批判し（「天下之士、取之不勝其精、而実粗得之者、皆截然入規矩、中繩墨。而奇傑之士、皆漏於規矩繩墨之外」）、「人主」中では、人材を求める場合、大体において、天子が求めようとする方向とは逆の結果をもたらすと述べ（「然求忠則得奸、求才則不才者至」）、そうならないためにも、天子は天下の氣風よく觀察して、それが正しい方向に行くように導けば、その氣風に感化されて有用な人材を得られると説く（「必有以默觀天下之風、見其発知其成、整其微不待其定。是故拒其所從變之端、而導其所宜歸之塗。故天下之人陶其風者、自非下愚、皆得成其才而取其用」）。「人主」下は、現在、天下に才能ある人材がないのではなく、君主が人材登用をしても、近臣の讒言によって短期間で

斥けてしまうからだ、人材の使い捨てをする孝宗に対して警告をしている（「今天下之無才、豈真無耶。抑上之人、成之者過少而壞之者過多耶。（中略）且陛下之於天下之才、自用之、自壞之、天下知其不然也。意者左右之有讒人歟」）。「論相」においては、天子の治世を助ける宰相の選任は、天子が一生懸命に求めるべきではなく、天下の輿論の帰趨する人材を受け入れて長く在職させることこそ肝要だ提言している（「古之聖人、惟其受而不求、是以求而必得、得而必任、任而必久、久而必成。（中略）蓋陛下知為天下求宰相、而不知為天下受宰相也。（中略）此天下之人自挾宰相以遺朝廷。今天下豈無其人。天下之望豈無所在。陛下從其望之所在者而用之。挾之在天下、受之在聖主」）。

以上、簡単に見てきたように、「千慮策」においても、楊万里は孝宗が科擧出身者を主体とする士大夫を信用せず、近臣を信頼して政治運営している状況を深く憂いており、その憂うべき状況を鋭く抉り出している。そのことは、「君道」下篇の最後の言葉が象徴的に示しているのではなからうか。すなわち、前漢の元帝・成帝や、唐の徳宗・順宗のように、多くの人材を斥けて、少数の近臣だけに信頼を置けば、結局は国家に禍をもたらす結果になると強く警告しているのであ

る（「豈若漢唐四君、尽疏千万人、而独信一二親暱小人也哉。為虺必蛇、履霜必冰。臣不勝忠憤」。史料中にある「為虺必蛇（虺きた為れば必ず蛇）」とは、『国語』の「呉語」に典拠を有し、小さな蛇（虺）のうちに退治せずに、それが蛇に成長してしまえば、どうにもならなくなるという譬えである（為虺弗摧為蛇、将若何「虺いかん為りて摧く弗く蛇と為れば、将に若何せん」とす）。また、「履霜必冰（霜を履みて必ず氷となる）」は、もともと『易経』坤卦に「履霜堅冰至（霜を履んで堅氷至る）」に典拠をもち、霜が降りたと思っているうちに、氷が張るような寒い季節がやってくるという意味から、前兆を見た段階で災いを警戒したほうが良いという戒め（履霜之戒）に使用されるようになった。無論、ここでは後者の戒めの意味で使われている。いずれにせよ、国家の政治運営に災いをもたらす近臣専横の芽を、まだ小さいうちに摘み取ってしまわねば、大変な事態を招くと注意を喚起しているのである。

こうした楊万里の姿勢からすると、気づいたときには、韓侂胄の権力は取り除けないほど大きくなりすぎた悲観的な状況にあったのであり、その主動による「開禧用兵」は南宋朝を破滅に導くものとして、楊万里は絶望の淵に立たされた気

持ちになったのも無理はないだろう。

## 結語

小論は、楊万里の病歴を辿りながら、何故に最期の段階で食事を絶つてまで抗議の気持ちを示そうとしたのかを考察してきた。それというのも、彼は、八〇歳で亡くなるが、死去する直前は息も絶え絶えの状況にあつて、そのままでも遅い早いはあつても、最期を迎えたはずなのに、あえて食事を拒絶して亡くなったのは何故かという疑問があつたからである。

楊万里の病歴を簡単に纏めると、次のようになる。彼は、若いときからあまり丈夫とはいえず、とくに眼疾には三〇代の半ば過ぎから生涯を通して悩まされ続けた。また、吉州吉水県という亜熱帯地域に生まれ育つたにも拘わらず、夏の暑さに弱かつたようで、四〇歳前後頃から、暑気あたりと思われる状況を何度も繰り返している。その病弱な体質に拍車をかけたのは、飲酒、とくに強い酒を好む性癖であり、その飲酒の嗜好から体調を崩すことも多かつた。六〇代も半ば過ぎになると、致仕を考へるようになるほど健康が悪化していった。そのためか、六六歳となつた光宗の紹熙三年（一一九二）

八月以後は実質的に郷里での隠居生活に入り、慶元二年（一一九六）、七〇歳になつた頃から、何度かの致仕を願う上奏文を提出して、寧宗の慶元四年（一一九八）三月になつて、ようやく致仕が叶つた。七二歳になつていた。七〇歳を超えた頃からは、病氣に対する言及が急速に多くなるが、致仕する前後から臂の痛みにも襲われ、筆を持つことが大儀になつていった。七〇代後半になると歩行も困難となり、併せて排尿障害で苦しむようになり、正に満身創痍の状況であつた。死に対する覚悟も致仕前後から文章上に示すようになっていく。そうした危機的な健康状態の中で、韓侂胄の「開禧用兵」という事態を迎えたのであつた。

それでは、何故、死を自覚しながら、食事を絶つて死ぬことを早めたのだろうか。細かい考証は本論で述べたので繰り返さないが、一言でいえば、それは、壮年時代から表明してきた政治信条に忠実だつたからである。彼は、皇帝に近侍する近臣が結局は国家に災いをもたらすという信念をしばしば表明しており、「開禧用兵」後の抗議の絶食は、その意見表明の実践化であつたと思われる。そして、同郷で長年に互る交遊のあつた周必大は、楊万里が学問・文章に優れていただけでなく、立朝に際して敢然として意見を述べたと評している。こ

うしてみると、楊万里の最期は、士大夫としての矜持を持ち続けた果てに至ったやむを得ない措置であったのではなからうか。

## 註

- (1) 吉川幸次郎『宋詩概説』(岩波書店、一九六二年)一九〇頁。なお、蘇軾・黃庭堅や北宋晩期の詩人たちについては、同書一二七―一八九頁参照。
- (2) 『誠齋(先生)易伝』二〇巻は、四庫全書、武英殿聚珍版、経苑、叢書集成初編に所収(『中国叢書綜録』上海古籍出版社、一九八二年)。
- (3) たとえば、歩近智「楊万里反唯心主義理学的進歩思想」(『哲学研究』一九八二年一期)、胡楚生「引史証経義取鑑戒——楊万里『誠齋易伝』試探——」(『興大人文学報』三二期、二〇〇二年)、曾華東「楊万里易考」(『遼寧師範大学学报』(社会科学版)二八巻三期、二〇〇五年)等。
- (4) 拙稿「南宋初中期吉州の士大夫における家族と地域社会——楊万里を中心として——」(『名古屋大学東洋史研究報告』四〇、二〇一六年、以下、前稿と略称)。
- (5) 『誠齋集』巻一二七「羅仲謀墓誌銘」に、「予於仲謀至親、初同拳於郷。既聞罷而帰、未半途、予得疾垂死。同行者皆棄去、仲謀独留調医。親嘗藥、晝夜視予、至廢寢食。予昏甚、惘然不知也。蓋十有五日乃瘳」とある。
- (6) 胡銓「胡澹菴先生文集」巻二五「楊君文卿墓誌銘」。
- (7) 『誠齋集』巻一「負丞零陵更尽、而代之未至、家君携老幼先

帰、追送出城、正值泥雨、万感驟集」と題する七言の古詩に、「吾母病肺生怯寒」とある。「箋証」は、この条に、隆興元年三月一日に書いた「送郭慶道序」(『誠齋集』巻七七)の「万里老母病肺且二十年、謁医於江湖遍也」を引いている(『箋校』第一冊三六頁)。なお、『誠齋集』巻一二九「太令人方氏墓誌銘」に、「淳熙七年(中略)余母七十有九、(中略)後三年、余母即世」とあり、淳熙九年に八一歳で亡くなったと分かる。

- (8) 『誠齋集』巻一「東寺詩僧照上人訪予於普明寺贈以詩」。この「箋証」によると、東寺、あるいは東山寺は、永州城内にある寺院だという(『箋校』第一冊三三頁)。巻一巻頭の辛更儒氏の按語によると、この巻は、紹興三二年秋から翌年の隆興元年夏までの詩が収められているという。梅を詠っているので、時期は隆興元年春だろう。
- (9) 辛更儒「年譜」には、「春、零陵任期将満」とあるだけだが(『箋校』第一〇冊五一―八三頁)、鄒樹榮「年譜」には、「二月罷零陵丞」とある(『宋人年譜叢刊』第九冊五九九―三頁下段)。
- (10) 『誠齋集』巻一「罷丞零陵、忽病傷寒、謁医兩旬、如負担者日遠日重、改謁唐医公亮、九日而無病」の題目から、このとき傷寒に罹思して九日で治ったことが分かる。「傷寒」は寒さからくる病気で広義と狭義とがあるようだが(前掲、西山英雄『漢方医語辞典』一六八頁)『箋校』の当該詩に関わる「箋証」に、「傷寒、寒邪外襲之症」とあるので、「風邪」と判断した。

- (11) 『誠齋集』巻三「次主簿叔晚霞」。「箋校」の巻首には、この巻は、乾道元年春から乾道二年秋まで、吉水県で父親の服喪し

ていた時期に作成された詩を収めるとある。同巻の三つ後には、「新寒」と題する五言絶句が載っているので、詩が時期順に載っているとするれば、当然、「次主簿叔晚霞」と題する詩は、乾道元年の秋口でなければならぬ。

(12) 『誠齋集』巻三「薄晚絶句」に、「春氣吹人不作醒、病身感物底心情」とある。この七言絶句は、巻頭に載っているもので、恐らく、乾道元年春の作であろう。

(13) 『誠齋集』巻四「都下無憂館小樓、春尽旅懷二首」。『箋校』の巻首には、この巻は乾道二年から乾道三年秋までの詩を収めるとあるが、本文に引用した首聯の続きには、「春泥謝客亦無來」とあって、また楊万里は乾道二年末に在行に來たと分かるので(辛更儒「年譜」)、この詩を乾道三年春と判断した。

(14) 『誠齋集』巻四三「秋暑賦」。なお、この賦の中に「丁亥八月、秋暑特甚」とあり、ここに付いている「箋証」に「丁亥は乾道三年だと指摘している。

(15) 『誠齋集』巻四「老眼廢書有歎」。註(13)に言及したように、この巻は乾道二年から乾道三年秋までの詩が載っているが、この詩の直前の「趙通判恭人周氏挽辞」の題名に付けられた「箋証」には乾道三年の秋・冬とあるので、一応、乾道三年秋とした。

(16) 『箋校』の巻頭に、この巻には淳熙五年冬に作成した詩を収めるとある。

(17) 『誠齋集』巻七八「益齋蔵書目序」。この題目に対する「箋証」によると、『益齋蔵書目』は、尤表の『遂初堂書目』の初編稿本だという。楊万里は淳熙四年五月から淳熙六年正月まで、常州の知事であり、淳熙五年夏に尤表の書齋を訪れている(辛更儒「年譜」)。

(18) 『誠齋集』巻一三「初離常州、夜宿小井、清曉放船」の、首聯は「晨炊只煮野蔬湯、更揀鮮魚買一双」となっている。常州

知事の離任時期は、辛更儒「年譜」淳熙六年の条を参照。

(19) 『誠齋集』巻一六「謝福建茶使吳德華送東坡新集」。『箋校』の巻頭には、この巻は淳熙七年秋から淳熙八年夏までの詩が載るといふ。ただ、これだけは、内容が詩ではなく、普通の散文となっている。

(20) 『誠齋集』巻六六「答盧誼伯書」。この書簡に対する「箋証」(二)によると、淳熙十一年冬に作られたという(『箋校』第六冊二八〇六頁)。

(21) 『誠齋集』巻一九「春寒早朝」。『箋校』の巻頭には、この巻は、淳熙十一年冬から淳熙十三年春までの作品が載るといふ。

(22) 『誠齋集』巻二二「省中直舍、因敲新竹、懷周元吉」の第一句の首聯に、「老眼逢書怯細看、抄書一事更心難」とある。『箋校』の巻頭によると、この巻には淳熙一四年春から夏までの詩が載っているという。

(23) 『誠齋集』巻二四「謝張功夫送牡丹」。『箋校』巻頭の按語によると、この巻は淳熙一五年正月から秋にかけて作られた詩を載せているという。

(24) 『誠齋集』巻三四「登奉聖寺千仏閣」と題する五言絶句の第二の詩の尾聯に、「教君病眼一双枯」とある。『箋校』巻頭の按語によると、この巻は紹熙三年(一一九二)春の詩を所収。この年、楊万里は六六歳。

(25) 『誠齋集』巻七〇「再陳乞引年致仕奏狀」に、「今則臣年七十有一、久病之後、血氣愈衰、耳目無復聰明、手足全然緩弱」とある。

(26) 『誠齋集』巻一〇四「答朱侍講(元晦)」。この題目に対する「箋証」によると、この尺牘は、慶元三年に作成されたという(『箋校』第七冊三九二九頁)。

(27) 『誠齋集』巻一〇四「答周監丞」に(『箋校』第七冊三九三八

頁)、「左目眊昏、難於細字」とある。この尺牘は、「答普州李大著」(『箋証』)によると、慶元三年作)と「答錢判官」(『箋証』)によると、慶元三・四年作)との間にあるので、慶元三年か四年と判断した。つまり七一歳か七十二歳の頃だと思われる。

(28) 『誠齋集』卷一〇四「答周監丞」(『箋校』第七冊三九二〇頁)。この題名下の「箋証」には、この尺牘は慶元四年の作だとある。楊万里は七十二歳である。

(29) 『誠齋集』卷四二「春尺夜坐」。「箋校」巻頭の按語によると、この巻は嘉泰三年(一一三三)冬から開禧二年(一一三六)夏五月までに作成された詩を所収。他に年代の手がかりがないので、この按語に拠る限り、七七歳から八〇歳までとなる。

(30) 『誠齋集』卷一〇四「答周監丞」に、「某病痾空山、肉黄皮皺、右臂痛楚」とあり、明らかに右臂の痛みである。

(31) 『誠齋集』卷六六「答沈子寿書」に、「某頃在金陵、聞子寿宅太夫人之憂、(中略)未幾、某以臂痛、謝病免席。(中略)臂病無藥可療、心又病焉、何藥可療哉」とある。この書簡が書かれた時期に関しては、この書簡題名下の「箋証」に紹熙四年一〇月だとしている(『箋校』第六冊二八二二頁)。なお、辛更儒「年譜」の紹熙三年の条に、この年、楊万里は江東転運副使(治所は建康)に在職していたと記す。

(32) 『誠齋集』卷七五「廖氏龍潭書院記」に、「往歲之冬、嘗介予猶子寿森來謁予記之。予曰、諾。以臂痛未能也」とある。

(33) 『誠齋集』卷一〇四「答王信臣」。この題名下の「箋証」に、この尺牘が慶元二年の作であると記している(『箋校』第七冊三九二四頁)。

(34) 『誠齋集』卷六七「答建康府大軍庫監門徐達書」。この題名下の「箋証」に、この書簡が慶元四年のものだと指摘している(『箋校』第六冊二八四四頁)。

(35) 『誠齋集』卷一一「答新車輅王判院」に、「罷於書間、臂痛復作、自此恐与管城子水絶交矣。口占刀筆吏」とある。この題名下の「箋証」には、「王判院」が龍泉県出身の王琳であり、この尺牘は慶元末、すなわち慶元六年に作成されたことある(『箋校』第八冊四二二五頁)。

(36) 『誠齋集』卷一〇九「又答虞制參」に、「是時臂痛偶作、令女婿陳丞代執管、至今震揚」とある。この巻に載る虞公亮に対する最初の尺牘の題名下の「箋証」に、虞公亮が虞允文の長男であることや、これらの尺牘が嘉泰二年に作成されたことを記す(『箋校』第八冊四一四七頁)。陳経に関しては、前掲拙稿「南宋中期吉州の士大夫における家族と地域社会——楊万里を中心として——」の「第二節 楊万里の一族・姻族と生活信条」を参照。

(37) 『誠齋集』卷一一「答万安趙宰」に、「旧苦臂痛、偶三子皆之官、無分劳者、罷於書間。旧疾復作、不能執筆、敬請女婿陳丞代書、此心殊不满也、并幸台恕」とある。『箋校』巻頭の按語によると、この巻は慶元六年から嘉泰二年までの書簡を収めるといふ。ところで、この直前の「答本路彭提刑」にも、趙師道に宛てた上述の文章と同じ断り書きがしてあって、この頃、臂痛のために陳経に代筆してもらっていたことを知る。なお、この「答本路彭提刑」の題名下の「箋証」によると、この書簡は嘉泰元年秋の作だといふ(『箋校』第八冊四二二三九頁)。とすれば、「答万安趙宰」もこの頃の可能性がある。

(38) 羅大経「鶴林玉露」丙編卷四「酒有和勁」に、「楊誠齋退休、名酒之和者曰金盤露、勁者曰椒花雨、嘗曰、余愛椒花雨、甚於金盤露、心蓋有為也」とある。羅大経は、楊万里と同じ吉水県の出身で、一〇歳のときに楊万里と実際に会っており、そのためか「鶴林玉露」は楊万里や彼の家族の逸話が多く載っている

(前掲掲稿)「南宋中期吉州の士大夫における家族と地域社会——楊万里を中心として——」を参照)。この強い酒の話も、かなり信用におけるものと思われる。また、乾道元年・二二年に父親の服喪中で書き上げた時事論の「千慮策」の中で、將軍を選択する必要を説いた「論將下」(『誠齋集』巻八八)において、才能あるものは自分を試したくなるものだという主張の譬えとして、酒飲みは酒を入手することに一生懸命になる(嗜酒者、可得酒則無不為也)と述べている。酒好きな楊万里らしい譬えである。

(39)『誠齋集』巻七「中秋与諸子果飲」。この直前に「秋興」と題する五言律詩の頸聯にも、「老裏還多病、貧中却剩詩」とあって、この時期の病気に触れている。『箋校』巻頭の按語によると、この巻は、淳熙二年夏から淳熙四年夏までの作品を収めるという。そして、同巻には「中秋前二夕釣雪舟中靜坐」と題する二首の七言絶句を載せているが、その第二首の首聯に「去歲中秋政病余」とあることからすると、「中秋与諸子果飲」や「秋興」と題する詩は、淳熙三年秋、つまり楊万里が五〇歳のときの作品と考えられる。

(40) 羅氏の病気に關しては、鄒樹榮「年譜」の淳熙五年の条に、「五月、碩人羅氏病、五易医、得葉伯文藥而癒」とある。楊万里の病気に關しては、『誠齋集』巻一〇「晝登懷古堂」と題する五言律詩の首聯に、「度暑過於歲、初涼別是天」とあって、暑さが過ぎ、涼しくなつてほつとしてる様子を記し、頸聯に「病骨殊輕甚、幽襟一灑然」とあって、初秋まで恐らく暑さで病気があつたことを窺わせる記述を見出せる。また、同巻の少し後の「迂使客夜歸」と題する七言律詩の首聯にも、「病後箱威不見鏡、吟辺月色苦相撩」とあって、秋口に病気が癒えた様子を窺える。なお、『箋校』巻頭の按語によると、この巻は淳

熙五年夏から秋にかけての詩を収めるという。

(41)『誠齋集』巻一四「病中感秋、時初喪寿侏子」と題する五言律詩の尾聯に、「病身仍哭子、并作老來情」とあり、亡くなった子供を病気の身で悼んでいる様子を詠っている。また、同巻「中秋病中不飲二首、後一首用轆轤體」と題する七言絶句の、第一首の頸聯には、「病來不飲非無酒、老去追歡總是愁」とあり、酒があつても飲んでいないと詠っている。『箋校』巻頭の按語によると、この巻は淳熙六年夏から年末までの詩を収めるという。

(42)『誠齋集』巻一四「病後覺衰」と題する五言律詩の頷聯に、「人誰長健底、老有頓來時」と、自分でも驚きを込めて老いが急速に訪れたと詠っている。

(43)『誠齋集』巻一六「寒食對酒」。『箋校』巻頭の按語によると、この巻は淳熙七年秋から淳熙八年夏までの作品を収めるという。その間、寒食は淳熙八年四月初めしかない。また、同巻「病中止酒」と題する七言絶句にも、「葛衣着了却生寒、風勢顛時正上灘。客裏無聊已無奈、更改止酒過春殘」とあって、寒食前後と思われる寒い時期にもかかわらず、飲酒を止めている様子が窺われる。

(44)『誠齋集』巻三六「止酒」。『箋校』巻頭の按語によると、この巻は、紹熙三年秋から慶元元年春までの詩を収めるという。楊万里の六六歳から六九歳までの期間である。

(45)『誠齋集』巻七〇「陳乞引年致仕奏狀」に、「入夏感濕、臟腑之疾大作。服藥不痊、惟有納祿辭榮、庶可緩死」とある。この題名下の「箋証」と辛更儒「年譜」の慶元二年の条には、この上奏文が慶元二年六月中に書かれたものと推定している(『箋校』第六冊二九八〇頁)。

(46)『誠齋集』巻一〇四「賀周丞相年」に、「臟毒之疾大作、下血



数升」とある。この題名下の「箋証」によると、この尺牘は慶元二年に作成されたという（『箋校』第七冊三九〇頁）。「臧毒」に関しては、前掲西山英雄『漢方医語辞典』二二四頁下段を参照。

(47) 『誠齋集』巻一〇五「答周丞相」に、「隆暑翕赫。此故之以中男病心氣」とある。この題名下の「箋証」によると、この尺牘は慶元三年春に作成されたという（『箋校』第七冊三九五頁）。

(48) 『誠齋集』巻三八「積雨新晴、二月八日東園小歩」。「箋校」巻頭の按語によると、この巻は、慶元二年冬から慶元五年までの詩作を収めるといふ。

(49) 『誠齋集』巻三八「病中屏肉味、独茹菜羹、飯甚美」。この題名だけでも食事は肉類を避け野菜類にしていたことが分かる。

(50) 『誠齋集』巻一〇九「答周監丞」に、「某老病并至、幽独無俚。有可樂者、其惟海内名勝・平生故人一笑一談一觴一咏之間乎」とある。この題名下の「箋証」に、嘉泰元年の作だと記す。また、二人の住居に関して、この尺牘に、「一居白鷺之北、一居青原之東」とあって、その「箋証」に白鷺洲や青原の位置を地理書を用いて考証している。位置関係からと吉州を貫流する贛江を使えば、それほど遠くないことが分かる（いずれの「箋証」も『箋校』第八冊四一五六頁）。

(51) 『誠齋集』巻一一「答隆興府張帥」に、「某伏辱專介疾馳、中宿而至。手札下逮、累百其詞。報以大兒厲疾之詳、既遣和緩以視之、又委斯立以生之」とある。この尺牘の年次は、題名下の「箋証」に嘉泰元年初とある（『箋校』第八冊四二四八頁）。また、同じ張孝伯に送った尺牘には、「先諭之以兒疾之小愈、申告之以兒体之復初。深惟生死骨肉之恩私、弥覺河海華嶽之淺鮮。何以論報」とあって、楊長孺の回復を喜んでいる（『誠齋集』巻一一「又答隆興府張帥」）。

(52) 『誠齋集』巻四二「病中止酒」。「箋校」巻頭の按語によると、この巻は、嘉泰三年冬から開禧二年五月までの作品を収めるといふ。

(53) 拙稿「歐陽脩の生平と疾病」（『東海史学』二四、一九〇年、後）、拙著「歐陽脩その生涯と宗族」創文社、二〇〇〇年に所収。

(54) 『誠齋集』巻三二「発孔鎮、晨炊漆橋、道中紀行」の第二首。「箋校」巻頭の按語によると、この巻は紹熙二年の作品を収めるといふ。

(55) 辛更儒「年譜」紹熙三年の条には、六月から九月まで権総領淮西江東軍馬錢糧の職にあり、九月一六日に帰郷したと記す。張垓宛の尺牘は、『誠齋集』巻一〇四に、五通載るが、その五通目の「又答張判院提刑」に本文に引用する文章が載っている。引用した尺牘が慶元二年のものであることは、この尺牘後の「箋証」に記し（『箋校』第七冊三九〇七頁）、張判院提刑に関して、第一書簡の題名下の「箋証」に記す（『箋校』第七冊三九〇四～三九〇五頁）。

(56) 『誠齋集』巻一〇五「答余丞相」には、「某老以耄、及病復日侵、縦浪大化之中、応尽便尽。独東海之、左足尚繫、未得恣意曳尾泥中耳。去秋再乞骸、迄今不報」とある。この題名下の「箋証」によると、この尺牘は、慶元三年に余端礼に送ったものだという（『箋校』第七冊三九六六頁）。また、『誠齋集』巻一〇五「別趙知府」に、「某臥病山墅、殊不聞人間事」とある。この題名下の「箋証」によると、趙知府は、慶元二年に吉州の知事となった趙文有で、彼は翌年、親の病氣で離任するが、この尺牘は離任前の夏、つまり慶元三年の夏だろうという（『箋校』第七冊三九五六頁）。

(57) 鄒樹榮「年譜」は二月一七日に致仕したとあるが、その根拠

を示していない。それに対して、辛夷儒「年譜」三月一十七日条は、幾つかの致仕に関わる史料を挙げて説得力があり、ここでは致仕を三月とした。七〇・七一歳頃、楊万里が広東提点刑獄使の唐弼に宛てた尺牘には、「某遠迹山林、臥痾田野。姓名不出里閭、書問不至通貫」とあるように、病気で郷里に逼塞して、それほど外出もしないし、書簡の遣り取りもなかったと告げている(『誠齋集』卷一〇四「又答広東唐憲」。尺牘の相手の唐弼については、この題名下の「箋註」に詳細に記す(『箋校』第七冊三九一―三九一四頁))。また、致仕を遂げた年の冬に、贛州知事の彭演に宛てた尺牘にも、「某老日益侵、病日益加。閑冷之迹、姓名不敢自達於通貫之前」とあって、やはり病気で士大夫たちとの書簡の遣り取りが途絶えていると述べている(『誠齋集』卷一〇六「答贛州彭郎中」。贛州彭郎中)やこの尺牘の作成時期は、この題名下の「箋注」に詳しい(『箋校』第八冊三九八四頁)。

(58) マリアアや腹疾に関しては、『誠齋集』卷一〇七「答朱侍講」に、「而今歲秋熱、不照年例、特地助祝融爲癘。坐甌蒸炊、快快無奈。先之以疔、申之以河魚、蓋而月而後已」とある。この尺牘は慶元五年冬に作成された(題名下の「箋註」。『箋校』第八冊四〇三三頁)。また、貧しい食事に關しては、『誠齋集』卷一〇六「答韓提拳華文賀年」に、「某老病退休、木茹沙眠、貧而安、病而不疚者」とある。この尺牘は慶元五年正月に作成された(題名下の「箋註」。『箋校』第八冊四〇〇〇頁)。

(59) 『誠齋集』卷一〇六「答趙運使」に、「某人秋感暍、遂作瘧疾」とある。この尺牘は慶元六年夏に作成されたらしい(題名下の「箋註」。『箋校』第八冊四〇一七頁)。

(60) 『誠齋集』卷一〇六「答張尚書」に、「某頃嬰清漳之疾」とある。この題名下の「箋註」に、この尺牘が慶元六年夏に作成さ

れたとある(『箋校』第八冊四〇一二頁)。

(61) 『誠齋集』卷六七「答興元府章侍郎書」に、「某羸然之骨、瘦無一把、而或喚焉、或嗷焉、某雖欲出、亦烏得而出」とある。この巻は、『箋校』巻頭の按語によると、慶元六年の作品を載せている。また、書簡の相手の「章侍郎」に關しては、題名下の「箋註」に蜀人の章森である他、その簡単な履歴が記されている(『箋校』第六冊二八四八―二八四九頁)。

(62) 『誠齋集』卷一一「答隆興張帥」に、「老妻有小痼疾」とある。この尺牘は、題名下の「箋註」によると、慶元六年冬の作である(『箋校』第八冊四二四二頁)。

(63) 『誠齋集』卷一〇「答蕭國博」。尺牘の相手の蕭達や、この尺牘を作成した時期に關しては、題名下の「箋註」に詳しい(『箋校』第八冊四一七八頁)。なお、引用文中の「乗化帰尽」は、陶淵明「帰去來辭」に典拠がある。『誠齋集』卷一〇七「答徽州知府任寺丞」にも、「某老病侵加、乗化帰尽」とあり(『箋校』巻頭の按語によると、この巻は慶元五年・慶元六年の作品を収める。つまり七三・七四歳)、また『誠齋集』卷一〇「与體陵錢知県」には、「某老病侵加、懸車待尽、無足談者」とある(『箋校』巻頭の按語によると、この巻は慶元六年・嘉泰元年の作品を所収。つまり七四・七五歳)。

(64) 『誠齋集』卷一〇八「与江陵范侍郎」。『箋校』巻頭の按語によると、この巻は、慶元六年・嘉泰元年の尺牘を所収。つまり楊万里は七四・七五歳なっている。

(65) 『誠齋集』卷一一〇「又答南豊陳宰」。『箋校』巻頭の按語によると、この巻は、慶元六年・嘉泰元年の尺牘を所収するという。似たような表現は、同じ時期の耿延年という江東軼運使に宛てた第三尺牘にも、「死灰不燃、朽株不芽」というように見られる(『誠齋集』卷一〇八「又答江東耿運使」。この巻所収作

品の年次は、『箋校』巻頭の按語に拠る。

(66) 『誠齋集』巻四二「淋疾復作、医云忘文字勞心、曉起自警」。この題名から、医者からの忠告の内容が分かる。

(67) 『誠齋集』巻七〇「辞免召赴行在奏状」の第一奏状に、「伏念臣齒幾八十、災亦頻年。伏自去秋、偶嬰淋疾。当平居則似乎無事、遇發作則痛不可堪」とある。この題名下の「箋証」に、この奏状は開禧元年九月から一〇月の間に作成されたと考証している（『箋校』第六冊二九八頁）。なお、鄒樹栄「年譜」も、辛更儒「年譜」も、「淋疾」を理由に行在への召喚を辞退したと記す。

(68) 次ぎで紹介する『誠齋集』巻九七「淋疾祈禱青詞」題名下の「箋証」（『箋校』第七冊三七一―六頁）。

(69) 『誠齋集』巻九七「淋疾祈禱青詞」。この題名下の「箋証」にあるように、文中に、「伏念臣年幾八秩、病已再秋」とあることによつて（『箋校』第七冊三七一―六頁）、この祈禱文は開禧元年の秋に作成されたと考えられる。

(70) 同じく、巻四二には「病中復脚痛、終日倦坐遣悶」と題する七言律詩にも、「誰知病脚妨行歩、只見端居例坐禪」とある。

(71) 「開禧用兵」に至る状況と、その後の経過や結果をめぐつては、衣川強「開禧用兵」をめぐつて（初出、『東洋史研究』三六―三、一九七七年、同氏著『宋代官僚社会史研究』汲古書院、二〇〇六年には「開禧用兵」と韓侂胄政權」と改題されて所収）に詳しい。

(72) 韓琦とその一族については、拙稿「宋代の二つの名族——眞定韓氏と相韓韓氏——」（井上徹・遠藤隆俊編『宋—明宗族の研究』汲古書院、二〇〇五年）参照。

(73) 『誠齋集』巻一三三「諡文節公告議」には、「自奸臣韓侂胄竊弄陛下威福之柄、專恣狂悖、有無君之心。先臣万里、常憤怒不

平。既而侂胄平章軍國事、先臣万里、驚歎憂懼、以至得疾」とあり、『宋史』巻四三三、楊万里伝には、「臥家十五年、皆其柄國之日也。侂胄專僭日益甚、万里憂憤、怏怏成疾」とある。

(74) 邸報に関しては、加藤繁氏に簡にして要を得た説明がある（『支那經濟史考証』下、東洋文庫、一九五二年、七七―七七二頁）。

(75) もっとも、「淳熙薦士録」をみると、「学伝二程、才雄一世。雖賦性近於狷介、臨事過於果銳、若勉以儒学之官、涵養成就、必為異才」とあつて、二程を継承して学問には優れているが、人柄は狷介にすぎ、実務は果斷でありすぎて問題があるので、学者としてのみ処遇すればよいというような意見をもつていた。つまり、朱熹に対しては学者先生の典型であつて、実務に向かないとみていた。

(76) 『宋史』巻三五、孝宗本紀、淳熙一六年二月に、「壬戌、下詔、位皇太子。是日、皇太子即皇帝位。帝素服駕之重華宮。辛未、上尊号曰至尊壽皇聖帝、皇后曰壽成皇后」とある。孝宗の第三子の趙惇が承継した事情については、陳国燦・方如金『宋孝宗』（吉林文史出版社、一九九七年、一三九―一四三頁）、虞雲國『宋光宗・宋寧宗』（吉林文史出版社、一九九七年、一―八頁）を参照。

(77) 一一六一年の海陵王の南侵から、一一六五年の隆興和議までの状況は、何忠礼『宋代政治史』（浙江大学出版社、二〇〇七年）四〇六―四二五頁に記述されており、符離の戦いから隆興和議までの、孝宗と廷臣たちを中心とする南宋側の動向は、前掲、陳国燦・方如金『宋孝宗』（九五―一三五頁）に詳細な叙述がある。

(78) 安倍直之「南宋孝宗期の皇帝側近官」（『集刊東洋学』八八、二〇〇二年）、藤本猛「武臣の清要——南宋孝宗朝の政治

状況と閨門舎人——』(『東洋史研究』六三―一、二〇〇四年、同氏著『風流天子と「君主独裁制」——北宋徽宗朝政治史の研究——』京都大学学術出版会、二〇一四年、第七章)。なお、孝宗と近臣との関係をめぐる問題性については、前掲、陳国燦・方如金『宋孝宗』(二五四―一八七頁、二五四―二五六頁)にも言及がある。

(79) 「千慮策」の「君道上」には、「臣過不量其愚、而夙夜以思当世之故、千慮一得、慨然欲吐者有三十策焉、願有献也、非敢謂有用也、亦不可謂無用也、惟朝廷財帛」とあり、「千慮策」という題目に対する楊万里自身の説明をしている。

(80) 周必大『文忠集』巻一九「題楊廷秀浩齋記」に、「友人楊廷秀学問文章独歩斯世、至於立朝諤諤、知無不言、言無不尽」とある。

(こ)ばやし よしひろ 東海大学文化社会学部非常勤講師